

## 令和7年度 議員とかたろう会まとめ及び回答

嬉野市議会活性化特別委員会

項目	内 容	担当課	回 答
市道等について	1. 大牟田地区から牛間田線を使つての通勤車両が多いので大牟田地区の市道の拡幅をお願いしたい。	建設課	市道大牟田線の拡幅については、以前から地元要望も頂いておりますので、市としましても、令和元年度、令和2年度、令和5年度で路肩を拡幅する工事を実施しております。朝夕の交通量も多く離合しづらい区間もあることも承知しておりますので、引き続き、財源の範囲内で継続して取り組んでいきます。
	2. 小田志川の河川管理道路を地域で除草作業を行っているが、高齢化に伴い大変になっている。土木業者に頼めばさらに大きい金額となる。小田志川の河川道路を県が整備して遊歩道の設置はできないか。市からの要望をしてほしい。	建設課	小田志川については県の管理となりますので、区長を通じた要望であれば市から県へ内容をおつなぎすることも可能です。なお、小田志川の河川管理については、河川管理者である県にて年1回除草されています。
	3. 塩田川(嬉野川)の川べりを毎日歩いているが歩きにくい。災害で剥がれたタイルなどがそのままあつたりしている。観光客などにおすすめできるような河川環境を作って欲しい。	建設課	塩田川(嬉野川)の遊歩道については、清掃・除草等は市の管理となっており、地域のご協力も頂きながら管理に努めております。また、平板ブロック(タイル)等の構造物の補修については県の所管となります。今後も県と協力しながら適切な管理に努めてまいります。
	4. 北部球場付近の石垣から小石が落ちてくる。通学路でもあり、車両が多い車道に落ちてくるので危険である。しっかりと対策をして欲しい。	新幹線・まちづくり課	ご意見をいただいた場所につきましては、点検等行い浮石等の除去を行ったところですが、今後も定期的な点検を行い、通行いただく皆様に危険が無いようにしてまいります。
		建設課	北部球場管理棟東側の市道沿いの石垣については、該当箇所と思われる所を公園管理担当にほうで、モルタル詰めに対応を行いました。建設課としても、今後、経過を観察していきます。
5. 春日地区から春日溪谷への道路が通行止めになつてから7～8年になる。今後の計画はどうなっているか。	建設課	市道春日線については、大きな落石が発生したことから、令和2年11月21日より全面通行止めとしております。市としても、これまで土地の調査や対策工法の検討を行っておりますが、用地や財源確保等で課題となっており今なお検討中です。したがって今後の計画は未定ですが、引き続き問題解決に向けて取り組んでまいります。	

項目	内容	担当課	回答
	6. 火ノ口交差点から済昭園までの道路改良の現状はどうなっているのか。	建設課	道路管理者である県にて、交差点改良後の対応として令和6年度に路面標示(減速マークや「スピード落とせ」の注意喚起)による安全対策が実施されました。まずは、この安全対策の効果や自動車や自転車・歩行者の利用状況等を把握されると聞いています。
	7. 市道は被り木が多いところがある。対策はどうなっているのか。地区でしようとしても高齢化で難しい、何かと市で対応して頂きたい。	建設課	市道の被り木については、道路敷きからの樹木であれば市での対応が必要となりますが、私有地からの樹木があれば所有者の管理となります。市での対応を要するかどうかを判断する必要がありますので、一度、区長さんを通じて建設課へご相談ください。
有害鳥獣について	8. 減反田にイノシシが出没する。民家周辺に出没するのは総務防災課の担当ではないのか。しかし、農業政策課が対応している。里道や公有水面なども被害が出てくる。街中にも出てきているので危険である。	農業政策課	イノシシ等有害鳥獣が出没し、市民生活に危険が生じる恐れがある場合には市役所関係課、警察機関と協力し対応に当たります。その際、猟友会に駆除等をお願いする必要がある場合には農業政策課より連絡することになります。
		総務・防災課	総務・防災課では、民家や学校周辺で出没したイノシシに対しては、安全安心の面から、通報がなされた場合は、随時、現場に出向き確認と措置を行っております。また、防災行政無線を通じて、市民の方には注意喚起を促しております。具体的には、周辺に居座ったりした場合は、猟友会と連携を図り対処しております。なお、今年度は通報により現場で2頭捕獲しております。
	9. イノシシ対策において、ワイヤーメッシュ等の補助金を増やしてほしい。	農業政策課	検討します。

項目	内容	担当課	回答
農業問題について	10. トラクターやコンバインなど農機具が非常に高くなっている。購入等における市の補助率の上乗せはできないか。	農業政策課	市の補助制度は、限られた財源の中で、できるだけ多くの農家の皆さまに効果が及ぶ形を基本に考えています。そのため、現在は営農組合などによる共同利用を前提とした支援を中心にしているところです。
	11. 耕作放棄地問題について、下野地区で茶畑を耕作しているが地元の農家はほとんどやめて他の地区からの方数名で耕作している。茶の生産には良い地区なので何とかよい対策はできないか検討していただきたい。	農業政策課	農地の貸し借りの制度があります。規模拡大や新規参入を希望される農家等の情報を関係課で共有し、担い手のいない農地を紹介するなどの方法で耕作放棄地の解消に取り組む必要があると考えています。
		茶業振興課	放棄茶園の再整備については、茶園の状況や実態をしっかりと把握したうえで、地域計画も踏まえてJA等の関係団体と対策を検討して参ります。
		農業委員会事務局	農業委員会といたしましては、地域の農業委員・推進委員にも情報を共有して耕作放棄地の解消ができるように努めてまいります。
施設設備について	12. 公共施設の予約に関して、施設によっては2か月前からと1年前から予約ができるとのことだった。公共施設での予約時期の統一をしてほしい。	文化・スポーツ振興課	<p>文化・スポーツ振興課では、市内体育施設、公民館、市社会文化会館の貸出業務を担っており、市社会文化会館以外の施設は2か月前からの予約受付としております。市社会文化会館は、文化施設としての役割が主体であるため、文化イベントを実施する際の運営上の都合から文化ホールのみ1年前からの予約受付、その他アリーナ等は6か月前としております。</p> <p>いずれも各施設の役割・特性を鑑み、管理・運営上の理由から、予約受付時期がそれぞれ異なりますが、スポーツ大会や各種催事など、事業やイベントの運営上、早めの予約が必要と思われるものは、その都度ご相談に応じて対応しておりますので、現時点において全施設の受付時期を統一する必要性はないものと考えております。</p> <p>しかしながら、現状の運用において施設のご利用に大きく支障をきたしている点がございましたら、ご意見を賜り、施設管理者等も交えた検討を行いたいと考えます。</p>

項目	内 容	担当課	回答
	13. 塩田庁舎から国道へ出る場合、とても危険でぶつかりそうになった。安全対策は出来ないか。	総務・防災課	<p>塩田庁舎から国道へ出る際、嬉野・武雄方面へ右折する場合は、特に注意が必要になるのは確かだと思います。嬉野市も白い枠内の中に斜線を引いて停止部分の区域部分の道路標示を道路管理者や警察署に設置できないかと相談した経緯があります。</p> <p>道路標示は、主に緊急車両の出動時や渋滞時にこの場所で止まってしまうと他方からの車の通行ができない場合などに設置されるのですが、市役所には消防署や警察署などの緊急車両が1台しか配置されていないうえに、嬉野・武雄方面の道路は片道二車線道路になっているなど、構造上、速度を超過して進入する車両が多く交通の危険性が増すので道路標示の設置は難しいとの回答を得ております。</p> <p>大変申し訳ございませんが、安全対策としては、一人一人が余裕をもって安全に交通ルールを守り運転に徹して頂きますようお願いいたします。</p>
	14. 排水機場の本体の更新は適切にされているか。	農林整備課	<p>市内4箇所の排水機場については、順次ストックマネジメント事業にて更新を行っています。</p> <p>馬場下排水機場及び下童排水機場は、平成22年度から地域農業水利施設ストックマネジメント事業に着手し、現在4期目になります。</p> <p>大牟田排水機場は、令和7年度より基幹水利施設ストックマネジメント事業で県営により実施されています。</p> <p>三ヶ崎排水機場は、令和10年度から同様に県営にて実施を予定されています。</p> <p>その他、故障など緊急を要するものについては随時修繕更新等を行っています。</p>
教育関係	15. 大草野小学校の長寿命化がストップしているが、今後はどうなるのか。	教育総務課	<p>一斉建設された校舎の老朽化による改修需要が全国で急増する中、資材高騰で工事費が膨らみ、国の予算が不足したことで、多くの自治体で事業が不採択となっていました。12月16日の補正予算成立により、追加財源が確保され、延期されていた改修事業により内定が出され、大草野小学校の長寿命化改良工事についても12月22日に内定されました。これを受け、入札等を経て工事の着工が可能となりました。</p>

項目	内 容	担当課	回答
	16. 学校体育館のエアコンの設置はどうなっている。給食費の無償化はどうなっているのか。	教育総務課	<p>体育館への空調導入は、断熱等の付帯工事も伴い、多額の費用を要します。現在は校舎の長寿命化改良や教室の空調更新、バリアフリー化といった喫緊の課題への対応に多大な財源を優先しているのが実情です。そのため、今後も国の制度動向を注視しつつ、他の整備事業と優先順位を十分に比較検討し、計画的に対応してまいります。</p> <p>学校給食の無償化は重要な施策ですが、市単独での継続的な財源確保は厳しい状況にあります。現在は食材費の一部を公費負担し、保護者の負担を抑えつつ内容の充実を図っています。国は2026年度にまず小学校での無償化実現を目指す方針を掲げており、本市では先行して国の物価高騰対応重点支援地方交付金を活用し、市内全小中学校の令和8年1月分と2月分の給食費を全額補助いたします。今後も国の具体的な制度設計を注視し、他の施策とのバランスを考慮しながら適切に対応してまいります。</p>
	17. 中学校の部活動の地域移行の計画はどうなっているのか。	学校教育課	<p>以前、スポーツ庁からは、部活動の地域移行について、令和8年度から全面实施というスケジュールが示されていました。それを受け、嬉野市では、令和6年度に部活動検討委員会を立ち上げ、地域移行の実施の在り方について、有識者による意見交換を行い、基本方針に関する答申を受けました。そして、令和7年度については、答申を踏まえて具体的な準備を進めることとしていました。しかし、令和7年5月に、文部科学省とスポーツ庁から「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめが示され、部活動の「地域移行」を「地域展開」と呼称すること、また、改革実行期間を前期（令和8年度～令和10年度）、後期（令和11年度～令和13年度）とすることが示されました。この最終とりまとめの内容を踏まえ、嬉野市としては、令和10年度までの実施に向け、令和7年度中に国、県及び他市町の動向を確認するとともに、生徒数の推移、各校の部活動存続の状況等を踏まえ、令和8年度から具体的な検討・準備を進める予定です。現在、市では、拠点校部活動の制度を整えております。令和6年度から令和7年度にかけては、在籍校にない種目について、拠点校部活動の制度を活用し、他校の部活動所属の生徒がおります。</p> <p>また、学校によっては、すでに特定の種目の部活動を廃止し、生徒が地域クラブで活動している例もあります。12月23日（火）の佐賀新聞で報道されたとおり、クラブ活動認定制度構築の動きもありますので、今後、文化・スポーツ振興課との連携が必要となってきます。</p> <p>こういった拠点校部活動の拡充、地域クラブとの連携及び土日における地域指導者の運用等も含め、今後、嬉野市としての地域展開の在り方を検討することとしています。</p>

項目	内 容	担当課	回答
その他	18. エレナがなくなって買い物が不便である。隣市のスーパーは大きすぎて買い物が大変との高齢者の声がある。市の持ち物であるならば無償貸与するなどしてのスーパーなどの誘致活動はできないか。	観光商工課	市としても、これまで買い物ができていたスーパーが閉店となり、市民の方にご不便をお掛けしていることは承知しています。建物は、市ではなく、民間の所有となりますが、現在、所有者を中心に後継の店舗を探し、協議を続けていただいています。市も協議に参加し、後継店舗の誘致に向け様々な支援を検討しているところです。 1日でも早く、市民の方の買い物の場を提供できるよう努力して参ります。
	19. チャオシルの指定管理はそのままの形で引き継ぐのか。そのままではよいのか。今のままでは必要性が感じられないが。	茶業振興課	うれしの茶交流館については、指定管理者のノウハウにより集客数や売上は増加傾向にあります。今後も指定管理者と連携して運営改善を図って参ります。
	20. 塩田庁舎の今後の活用についての意見交換会の時間が遅すぎた。8時から開始して9時過ぎまでになった。もう少し考えていただきたい。また子ども達からお年寄りまで寄っていただいて、幅広い層からの意見を聴いて欲しい。	企画政策課	意見交換会につきましては、大草野地区地域コミュニティ運営協議会主催で開催いただいておりますので、ご意見を地域コミュニティ事務局にお伝えします。 基本計画策定に当たり、市主催によりアンケート、ワークショップ(中学生・高校生含む)、パブリックコメント、市民説明会など市民の皆さんに様々な意見聴取の機会を設けました。今後も必要に応じて各種団体や子育て世代等にヒヤリングを実施していきたいと思っています。
	21. 駅周辺の整備については、もう少し活性化するような取り組みが欲しい。話を聞く場合は幅広い層から意見を聴くようにしていただきたい。	新幹線・まちづくり課	駅周辺の整備に関しては、公共で行う整備については完了しています。また、民間事業者へ事業用として貸している土地については、当初より段階的な利活用を想定し整備が行われております。ただし、コロナ禍や物価・人件費の高騰、半導体不足、建築単価の高騰など様々な事情も重なり一定の見直しが生じています。 駅周辺整備にあたっては民間事業者が主体となって地元の様々な関係者との意見交換を図られていると伺っています。また、中長期的な視点をもちながら戦略的に事業を進められております。 今後も、民間事業者とは調整・協議を行っていきたくと考えます。

項目	内容	担当課	回答
	<p>22. 土砂災害警戒区域には家を新しく建てたりすることはできない。そこに住み続けられるような対策をやっていただきたい。子供たちがそこに家を建てようとしてもできない状況である。最終的には集落がなくなる恐れがある。</p>	<p>新幹線・まちづくり課</p>	<p>ご意見の区域は、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる土砂災害特別警戒区域(通称:レッド区域)であると承知しています。この区域については、土砂災害防止法に基づき佐賀県が土砂災害の被害を受ける恐れがある範囲を明確にするため、地形や土地の利用状況などの調査を実施し、土砂災害警戒区域(通称:イエロー区域)と土砂災害特別警戒区域(通称:レッド区域)の2種類を指定しています。</p> <p>この法律は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の、土砂災害に対するソフト対策を推進することを目的制定されているところから、指定区域等の変更は非常に難しいものと考えています。</p> <p>しかしながら、ご指摘の様に、危険防止等の対策を行わないと新たな建築ができないため、その場所に住み続けることができない状況です。</p> <p>現在、危険防止等の対策に対する補助制度はございませんが、皆様の生命を守るための措置でございますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、国と地方公共団体が危険住宅の除却等に要する費用と新たに建設する住宅(購入も含む)に要する費用に対して補助金を交付する制度がありますので、ご活用いただければと思います。</p>

項目	内容	担当課	回答
	<p>22. 土砂災害警戒区域には家を新しく建てたりすることはできない。そこに住み続けられるような対策をやっていただきたい。子供たちがそこに家を建てようとしてもできない状況である。最終的には集落がなくなる恐れがある。</p>	<p>総務・防災課</p>	<p>嬉野市が市民に配布している防災マップには、浸水想定区域と土砂災害危険箇所や避難所などを掲載しております。土砂災害危険箇所である災害区域の指定は、土砂災害防止法に基づき、土石流・がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)・地すべりのおそれがある区域を「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」と「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」に都道府県が指定するもので、警戒区域は生命・身体への危害、特別警戒区域は建築物損壊による重大な危害が懸念される場所で、特別警戒区域では建築物の構造規制や要配慮者利用施設の避難確保計画作成が義務付けられています。地形(傾斜度30度以上、高さ5m以上など)、地質、土地利用状況などを調査して指定がなされております。</p> <p>土砂災害区域の指定は、県が行う基礎調査に基づき、地形や地質上、災害の危険がある箇所を科学的に特定したものです。防災マップは、危険を周知し、避難体制を整えること(ソフト対策)で市民の皆様の命を守ることを主眼とされており、指定そのものが直ちに対策工事を約束するものではありません。崖崩れ等の対策工事については、県が実施する「急傾斜地崩壊対策事業」等がありますが、これには、保全される人家の戸数等の厳しい採択基準や、緊急度や公共性を踏まえた優先順位が設けられております。</p> <p>本市において、限られた財源の中ですべての区域に対して行政が対策を講じることは、現実的に極めて困難な状況にあります。総務・防災課としては、正確な気象情報の提供や避難情報や避難体制の強化に努め、ソフト面から地域の安全確保を支援してまいります。</p> <p>なお、住宅建設を検討される際は、構造の強化により特別警戒区域内でも建築可能な場合がございますので、建築士等の専門家へご相談いただければ幸いです。</p>
	<p>23. 嬉野市でも外国人労働者が増えている。近くにそういう人が来られた場合には住民にとっては不安がある。今後さらに増えることが予想される、お互いが不安なく安心して暮らせるような対策を市としても考えなければならぬのではないかと。</p>	<p>観光商工課</p>	<p>1つ目に、本市においては「カフェこくさいじん」を運営しています。「カフェこくさいじん」とは、平成29年度に文化庁の補助事業(生活者としての外国人のための日本語教育事業地域日本語教育スタートアッププログラム)の採択を受け、在住外国人に向けた支援(日本語教室)の取り組みです。そのため、事業の目的は「嬉野市に滞在する外国人の生活支援、及び災害時における連絡・避難体制の確立」としており、そのための手段として、在住外国人同士や日本人と気軽に会話や情報交換ができ、かつ日本語が学べる場となる「カフェこくさいじん」を展開しています。</p> <p>2つ目に、令和8年3月中旬に、佐賀県多文化共生さが推進課と共催で、嬉野市民と在住外国人が参加できる「スポーツ交流会」を計画しています。内容詳細は本日(令和8年1月6日)現在調整中ですが、お互いの不安を解消するための交流会になるよう、しっかりと準備を進めて行きたいと思っております。</p> <p>3つ目に、行政としての多文化共生感覚の醸成です。行政として市民の皆さんへ「多文化共生への理解を促すこと」にも努めていきたいと思っております。今後、地域、及び地域産業を支えるためには、若者・女性・高齢者の活躍を併せて、外国人の力も借りる必要がある、ということ、市民の皆様に理解していただくよう、周知活動等に努めていきたいと思っております。</p>

項目	内 容	担当課	回答
	<p>24. 民生委員は、1期3年で区長が探し選出しているが、毎回苦勞している。区長のなり手もなくなる。民生委員の選出方法を検討すべきではないか。</p>	福祉課	<p>令和7年民生委員一斉改選における民生委員の選出につきましては、非常に多忙な中でのご対応、また地域住民との調整におかれましては、大変なご苦勞をおかけしましたこと、心より感謝申し上げます。</p> <p>民生委員は、地域住民と密接に関わり、住民のニーズや課題に応じた支援を行う重要な役割を担っています。地区住民による選出により、地域の特性や問題を十分に理解した人物が選ばれ、より効果的な福祉活動が展開できます。また、住民自身が選出に関わることで、民生委員に対する信頼感や協力を得やすく、地域全体での支援体制が強化されます。このため、地区からの選出をお願いしておりますが、区長様には大変なご苦勞をおかけしており、次回の改選に向けて選出方法の検討が必要とのご意見も理解いたしますが、現時点では現在の選出方法に代わるより良い方法がないのが実情でございます。</p> <p>担当課といたしましては、今後も選出時のサポートに加え、民生委員就任後の活動支援や啓発活動を強化し、民生委員の担い手確保に努めてまいります。</p>
	<p>25. これから新庁舎も建設されフロントヤードも導入の予定だが、窓口に行けない方への対応はどのように考えるか。例えば「動く市役所(市職員が出向く)」はできないか。</p>	市民課 広報・広聴課	<p>市役所に出向くことが難しい市民の方の対応として、市民課では「楽々ふれあいお届けサービス」を行っております。職員がご自宅などに伺い、一部の証明書の交付を行うもので、マイナンバーカードをお持ちでない方でもご利用いただけるサービスです。</p> <p>また、スマートフォンとマイナンバーカードを使って、オンラインで申請から決済(クレジット払い)までワンストップで行える「オンライン申請サービス」も行っています。申請された証明書は自宅に郵送しています(郵送料110円は市負担)。</p> <p>このほか、全国のコンビニエンスストアでマイナンバーカードを使って住民票の写しや印鑑証明などを取得することができます。また、吉田郵便局でも住民票の写しや印鑑証明、戸籍謄本などを取得することができます。今後塩田地区の郵便局でも取得できるように検討しているところです。(ただし、本人請求に限ります。)</p> <p>行政窓口の機能を備えた車で巡回する「移動型行政サービス」は、制度上の制限があります。例えば、マイナンバーカードの交付や電子証明書の更新といった業務は、厳密なセキュリティ環境が必要で、現行制度では移動車両での処理は認められていないため、対応ができない状況です。</p> <p>こうした理由から、現時点で移動型行政サービス車の導入には至っておりませんが、その考え方自体は重要なものだと認識しています。</p> <p>また、本市では現在、「フロントヤード改革モデルプロジェクト」を進めており、庁舎に行かなくても手続きが完結できるよう、オンライン化などの実証を進めているところです。まずは、この基盤づくりをしっかり進め、市民の皆様が使いやすい行政サービスを整えてまいります。</p> <p>ただ、オンライン化が進んでも、デジタルに不慣れな方や高齢の方、また交通の事情から市役所まで出向くことが難しい方は必ずおられます。そうした皆さまを支えるために、移動型行政サービスのような補完的な仕組みについても、今後検討していきたいと考えております。</p> <p>(参考:楽々ふれあいお届けサービス利用要件)</p> <p>(1)世帯員すべてが65歳以上の方、(2)障害者手帳等の交付を受けている方、(3)要介護認定を受けている方、(4)妊産婦及び3歳未満の子どもがいる世帯の方、(5)入院中の方</p>

項目	内 容	担当課	回答
	26. 高齢に伴い免許証を返納されているが、交通難民になる。一時的なタクシー券の補助はあるが、補助金の継続をしてほしい。	福祉課	<p>運転免許証を自主返納した高齢者に対し、運転経歴証明書発行費用相当額の補助金とタクシー券を交付しておりますが、高齢者の移動に関する補助金やタクシー券の継続的な交付には財政的な負担が生じるため、実施が難しい現状です。</p> <p>免許を返納された高齢者が利用できる福祉に関する交通手段として、要介護者や身体障がい者を対象とした福祉有償運送が市内で実施されているほか、吉田地区では福祉バス「ヨッシー号」の運行、塩田地区では「ごましお健康くらぶ」による移動や暮らしの支援が実施されています。免許返納後もこれらのサービス等や既存の公共交通機関を活用し、交通手段を確保していただきたいと考えております。</p>
	27. 広川原キャンプ場において、オートキャンプの車代1,000円を市外利用者と同額に取られた。市民に対しての優遇策をしてほしい。	農林整備課	<p>広川原キャンプ場については、令和7年度より指定管理者制度に移行しています。これは、開設から約50年が経過し、キャンプ場に対するニーズも変化していることから、利用者の利便性を高めるために行いました。これによりWEB予約決済の導入や年間を通じた開設、ごみの処分などサービスの向上に繋がりました。</p> <p>しかしながら、このサービスを継続するためには、利用者のご理解とご協力が必要となります。駐車料金につきましてもサービス向上のための運営上必要となりますので、ご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>また、市民に対しての優遇策ですが、現在利用者の約95%が市外の方の利用となっています。市内の子どもクラブなどについては減免制度がありますが、一般の利用については市内外の区分は設けていません。これは民間が運営しているため市民の証明が困難になり、個人情報の取り扱いにも関わるため制度を導入しておりません。ご理解のほど、よろしく申し上げます。</p>
	28. 新庁舎が建設され、今後、塩田から嬉野までの公共交通を手軽に利用できるようにできないか。例えば、既存のバス代の補助など。	新幹線・まちづくり課	<p>新庁舎の建設により、庁舎機能が嬉野地区に集約されることから、塩田地区の皆様への移動負担については一定のご心配があるものと認識しております。</p> <p>この点につきましては、住民の皆様への窓口申請手続き等については、引き続き塩田庁舎でも受付を行うこととしており、可能な限り移動を伴わず手続きが完結する体制を整えるよう整備を行っているところです。</p> <p>また、嬉野庁舎の担当職員でなければ対応できない案件についても、庁舎間をオンラインビデオ通話で接続するなど、対面に近い形で対応できる仕組みを構築し、住民の皆様への過度な負担が生じないように配慮するよう整備を行っております。</p> <p>ご提案のありました塩田から嬉野までの公共交通利用に対するバス代補助につきましては、庁舎利用という特定目的に限定した補助制度の運用や、利用実態の把握が難しい面があり、慎重な検討が必要であると考えております。</p> <p>一方で、新庁舎移転に伴う移動負担の軽減という観点からは重要であることから、今後、塩田町在住の方のニーズや利用実態、既存の公共交通施策との整合性等を踏まえながら、どのような支援の在り方が適切か研究してまいりたいと考えております。</p>